

生徒指導規程

福山市立本郷小学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校教育目標を達成するために制定する。児童が安心・安全で充実した学校生活を送るとともに中学校へのスムーズな移行をめざして定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第1条 年間を通じて、登下校の時刻を守る。

- 1 集団登校により、8時15分までに登校する。
- 2 原則、下校完了時刻は、16時15分とする。

第2条 登下校は、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。寄り道はしない。

第3条 登下校時には、赤白帽をかぶり、右側を一行に並んで歩く。

(服装)

第4条 校内、学校行事及び校外での学習活動(社会見学)の際は、基本的に基準服を着用し、名札をつける。

- 1 基準服
 - ・男子(紺のブレザー・白の襟付きポロシャツ・紺または黒の半ズボン)
 - ・女子(紺のブレザー・白の襟付きブラウスまたはポロシャツ・紺または黒のスカート)
 - ・ソックス(黒色又は紺色)
 - ・靴(運動に適したもの)
 - ・帽子(赤白帽子：ゴムをあごにかける)
- 2 体操服
 - ・丸首シャツ
 - ・ハーフパンツ(ネービーブルー)
 - ・赤白帽子(髪の毛の長い人は安全のため髪をくくる)
- 3 上履きは、白の体育館シューズ。
- 4 ポロシャツは、ズボンやスカートの中に必ず入れる。
- 5 名札を左胸ポケットにつける。(不必要

な物は制服や頭につけない)

6 体調を考慮して、防寒着・セーター・トレーナー(フードなし)・長ズボンを着用してもよいが、基準服から出ないようにする。

6 防寒着の着用は登下校時のみとし、校舎内では着用しない。

7 夏の暑い時は、白いTシャツでもよい。(学校生活)

第5条 学校生活は社会に通用する人間を育てる場であることから、規律を守り、基本的な生活習慣を身につけるよう留意する。

- 1 時間を守る。(集合時刻・授業チャイム)
- 2 自分からすすんで挨拶をする。
- 3 忘れ物は取りに帰らない。
- 4 校舎内では静かにし、右側を歩く。校舎内の教室移動は学級で並んで行動する。
- 5 掃除時間は、黙って時間いっぱい行う。
- 6 ベランダには勝手に出ない。
- 7 みんなで使う物(図書の本・ボール・掃除道具など)を大切に扱い、使ったあとはもとの場所に整理整頓してもどす。
- 8 遊具は安全に使う。

(持ち物)

第6条 すべての持ち物には名前を書く。

第7条 ランドセルを使用し、必要があれば手さげ袋を使用してもよい。

第8条 文房具は学習にふさわしいものとし、支障があるものは使わない。

- 1 シャープペンシル、ロケット鉛筆、多色カラーペン、ボールペンは使わない。ただし、担任から指示があったものはその時だけ持ってきてもよい。
- 2 次のものは持ち込みを禁止する。違反があった場合特別な指導を行う。
 - ① 携帯電話
 - ② 不必要なお金
 - ③ 指示されていないときの刃物類
 - ④ 貴金属や不要なキーホルダー、カード類等

(頭髪)

第7条 学習にふさわしい髪型とする。

- 1 前髪は目にかからないようにする。

- 2 髪が肩より長い場合は、ゴムひも（紺・黒・茶で装飾の無いものに限る）でくくる。
 - 3 カチューシャや留め具などの使用はしない。
 - 4 次の髪型は禁止する。違反があった場合特別な指導を行う。
 - ① 染色・脱色
 - ② 特異な髪型（パーマ・アイロン・毛先を立てせる・そり込み等）
- （化粧・装飾・装身具）

第8条 学校には持ちこまないこととする。

- 1 次のことを禁止する。違反があった場合、特別な指導を行う。
 - ① 化粧や口紅（色つきリップを含む）
 - ② マニキュア等の爪や皮膚への装飾
 - ③ ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト等の装身具
 - ④ 眉毛のそり落とし、睫毛の加工

第3章 校外での生活に関すること

（外出）

第1条 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。

第2条 児童だけで校区外に行ったり、危ない場所に近づいたりしない。

（遊び）

第3条 火遊び、爆竹、エアガン、道路でのローラースケートなど危ない遊びをしない。

第4条 学校で遊ぶ時には、飲んだり食べたりしない。

第5条 自転車で学校に遊びに来た時は、自転車は自転車置き場に整列して置く。自転車でグラウンドを走らない。

（安全）

第6条 交通の5つのきまりを守る。

- 1 人は右、自転車は左を通る。
- 2 交通信号を守る。
- 3 道路には急に飛び出さない。
- 4 道路や車のまわりでは遊ばない。
- 5 体にあった自転車に乗る。

第7条 自転車に乗る時はヘルメットをかぶる。

第4章 休業中の生活に関すること

第1条 別紙の休業中のきまりを守る。

- 1 夏休みのきまり
- 2 冬休みのきまり
- 3 春休みのきまり

第5章 特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第1条 次の問題行動を起こした児童に対して教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為
 - ① 万引き
 - ② 威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物破損
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ その他、法令・法規に違反する行為
- 2 本校のきまりなどに従わない行為
 - ① いじめ、暴力
 - ② 指導に従わないなど指導無視及び暴言など
 - ③ その他、学校が教育上指導を必要と判断した行為

第2条 特別な指導は、別紙「特別な指導」の基準に基づいて指導にあたる。

附則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

別紙 1

「特別な指導」

○授業妨害，エスケープ

授業中勝手に経ち歩いたり，大声を出したりするなど，周りの子が授業を受ける妨げになる行為をした場合。

授業開始時刻を守らなかったり，途中で授業を抜け出したりなどの行為をした場合。

○暴力行為（対教職員，児童，器物破損）

児童，他校の児童・生徒，教職員等，人に対して暴力をふるった場合。（物を投げる，たたく，蹴るなど）

ドアや壁を蹴ったりたたいたり，窓や机など学校の施設備品を壊した場合。

○喫煙，万引き，窃盗

外部（地域・商店・警察等）から連絡があった場合，または児童や保護者から連絡があった場合。

○その他の問題行動

飲酒，無免許運転，金品強要，家出等

「指導手順」

- ① 個別に事実確認をする。
- ② 児童・保護者に事実関係と指導内容を説明する。
- ③ 児童・保護者と，行為に対する反省，行動改善に向けての今後の取組について共通確認をする。
- ④ 場合によって，相手方や関係機関に出向き，謝罪あるいは指導協力を依頼する。
- ⑤ 行為が繰り返される場合は，教室とは別室で，個別指導や教科学習を行う。